砥部町タウンミーティング（座談会型）議事録

砥部町長と川井団地区の皆様で、今後のまちづくりについて直接意見を交わす「座談会」を開催しました。

開催日時	令和８年９月６日(日)9:00～10:30
開催場所	川井団地区集会所
参加者	町側：町長、総務課長、危機管理室長、地域振興課長、地域振興課職員 区側：区民 14 人
主なテーマ	各区の役割や防災計画についての意見交換

■ 主なご意見と回答

【固定資産税の支払いの全期前納期限の通知記載について】

Q.	固定資産税を全期前納する際、いつまでに納めればよいか、期限が通知書に記載されておらず非常に分かりにくいです。改善してもらえませんか。
A.	来年度の納税通知書の様式に、「全納の納期限は第１期の期限です」の文言を新たに追加するよう、様式改善の準備を進めています。

【老人クラブと町との関係について】

Q.	砥部町老人クラブの歴史と町との関係を教えてほしい。
A.	砥部町老人クラブは、地域の高齢者が自主的に組織・運営している任意団体です。旧砥部町のクラブは昭和 51 年には存在しています。町は、老人福祉法の趣旨に基づき、砥部町老人クラブ連合会の独立性に配慮しつつ、その活動について人的、財政的な支援をしています。砥部町老人クラブは、令和8年5月に「砥部町シニアクラブ」に改称されています。

【集会所の所有者と管理運営について】

Q.	川井団地区集会所は町の施設であり、管理運営を区に委託されているという認識で良いか。また、将来的に老朽化して管理できなくなった場合に、町に返却することは可能か。
A.	川井団地区集会所は町の施設ではありません。昭和 57 年に川井団地区が県の補助金を活用し自己資金を合わせて建設したため、建物は区の所有です。そのため、建物の町への返却手続きはありません。なお、土地については町有地となっています。
Q.	将来、集会所が老朽化して更地にする場合の解体費用について、町からの補助はあるか。
A.	単なる更地化目的の解体には、補助はありません。しかし、今後、各地で廃墟化した集会所の解体が進まないといった問題が想定されます。近隣の区と合同で集会所を使用するから解体するといった場合などに解体費を補助する制度の検討が必要であると考えています。

【中央構造線・活断層リスクに対する被災シミュレーションについて】

Q.	中央構造線や衝上断層が町内を通っていますが、地盤変動や道路の寸断による孤立を想定した町独自の細かい被災シミュレーションはできているか。
A.	町単独での詳細な被災シミュレーションは行っておりません。しかし、愛媛県が公表した最新被害調査に基づき、町内の中央構造線等の地震被害想定を考慮した地域防災計画の全面改訂を現在進めております。また、各地区の集会所を「届出避難所」として認定できる制度を始め、災害用備蓄品の設置を行います。
Q.	防災士の活動内容、役割を教えてください。
A.	砥部町では現在防災士の養成について、地域で主体的に活動していただけるよう支援を行っています。今年度からは、松山市主導の防災士のスキルアップの研修会を開催し、地域に生かしていく仕組みづくりを行います。

【指定ごみ袋の店頭在庫不足について】

Q.	町内の小売店に可燃用の指定ごみ袋を買いに行ったが、中東情勢の影響による供給不足との表示がありました。町のごみ袋の在庫はどうなっているのか。
A.	中東情勢のマスコミ報道等の影響による過度な買い占めにより、小売店で一時的な在庫不足が生じたものです。今年度の指定ごみ袋は既に納品が完了しており、一年分の在庫は町に確保されています。小売店からの注文に応じて順次補充が進んでおりますのでご安心ください。
Q.	万が一ごみ袋が手に入らなくなった場合の特例措置などは準備しているのか。
A.	長期にわたって在庫切れが解消しない場合には、期間を限定した上で「指定外の一般的なごみ袋での排出を認める」といった特例措置の運用を行えるよう、検討・協議は行なっています。

【区専用メールや申請ポータルの構築について】

Q.	紙媒体だけでなく、デジタルデータで区と役場のやり取りを保存したい。区長専用のメールアドレスの提供や区と役場がやり取りできる申請フォームの構築はできないか。
A.	行政のセキュリティ要件や個人情報管理を考慮すると、各区に独自のメールアドレスを直接発行することは、技術的に難しい点があります。しかし、クラウドサービス等を利用し、各区それぞれにアカウントを割り当てて、各区と役場の連絡や申請等行うことは技術的に可能であると考えます。ライセンス費用の問題等考慮すべき事項を踏まえて、各区長様の意見を聞きつつ、検討させていただきます。

【空き家の解体と固定資産税について】

Q.	個人的に旧広田村地区に古い空き家があり、危険なので解体して更地にすることを検討しています。家を解体すると固定資産税が上がるのは本当でしょうか。また、解体時の支援はありますか。
A.	家屋が建っている土地は「宅地」として住宅用地の軽減措置を受けられますが、更地にするとこの軽減がなくなるため、宅地ではない土地に対する税率計算としては固定資産税が上がります。実際にどれくらい税額が変わるかは税務課に問合わせください。解体時の支援については、道に倒壊する恐れがあるなど一定の要件を満たす場合、砥

	部町の老朽危険空き家除却補助制度が適用できる可能性があります。詳細は建設課にお問合わせください。

■ 今後の対応・検討事項

- 町所有の集中合併浄化槽の更新計画を来年度から調査して策定する。また、川井団地の集中合併浄化槽も町が責任を持って対応する。

■町民からの要望

- 町議会議員の定数を見直してほしい